

一般財団法人熊本さわやか長寿財団協賛金等募集要領

1 趣旨

この要領は、一般財団法人熊本さわやか長寿財団(以下「財団」という。)の実施事業を円滑に運営するために財団の運営趣旨に賛同をいただける企業や団体等に対する協賛金等の募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集方法

県内の企業や団体等に対し、財団ホームページにより広く募集するとともに、文書等により依頼する。

3 広告協賛金、協賛品の対象とする広告宣伝の種類

広告協賛金、協賛品の対象とする広告宣伝は、財団が発行する情報誌、各事業のリーフレット等とする。

4 協賛金等の申込

(1) 広告協賛金品

財団は、協賛を行おうとする者に対し、広告協賛金申込書(別記第1号様式)、広告協賛品申込書(別記第2号様式)の提出を依頼する。

(2) 寄附金品

財団は、寄附を行おうとする者に対し、寄附金申込書(別記第3号様式)又は寄附品申込書(別記第4号様式)の提出を依頼する。

5 広告協賛金又は寄附金の納付

財団は、広告協賛金又は寄附金の申込者に対し、口座振替依頼書(別記第5号様式又は別記第6号様式)により、財団が指定する口座への広告協賛金又は寄附金の振込を依頼する。

なお、財団は、申込者の希望に応じ、広告協賛金領収書(別記第7号様式)又は寄附金受領書(別記第8号様式)を発行する。

6 広告協賛品又は寄附品の受納

財団は、広告協賛品又は寄附品の申込者に対し、財団の指定する方法により広告協賛品又は寄附品の納入を依頼する。

なお、財団は、申込者の希望に応じ、受領書(別記第9号様式又は別記第10号様式)を発行する。

7 協賛金等申込書の不受理

財団は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その申込書を受理しないものとし、申込者に対してその旨を通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は財団の事業活動を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある場合
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である場合
- (3) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合
- (4) 法令等及び公序良俗に反する場合、またはその恐れがある場合
- (5) 財団の事業活動の趣旨等に反する場合
- (6) その他財団が協賛の申込みを受理することが不相当と判断する場合

8 協賛者等に対する謝意表明

財団は、協賛者等への謝意を表すため、協賛者等の氏名又は名称をチラシ、リーフレット等の印刷物、看板及び財団のホームページ等に名称を掲載する。

附 則

この要領は、令和4年1月17日から施行する。